

官報

号外

昭和二十二年八月三十日

○第一回衆議院會議錄第三十一号

昭和二十二年八月二十九日(金曜日)

午後三時十五分開議

議事日程 第三十号

昭和二十二年八月二十九日(金曜日)
午後二時開議

第一 罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案
(武藤運十郎君提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

労働省設置法

一、昨二十八日片山内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受理した。

総理府事務官 伊東 五郎

第二回国会政府委員を命ずる

一、昨二十八日議員から提出した議案は次の通りである。

優生保護法案(太田典禮君外一名提出)

住宅復興に関する決議案(武藤運十郎君提出)

一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

官報号外 昭和二十二年八月三十日

衆議院會議錄第三十一号 議長の報告

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案

失業手当法案

失業保険法案

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

失業手当法案(内閣提出)(第五二号)
失業保険法案(内閣提出)(第五三号)

以上二件 労働委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案

家事審判法案

海難審判法案

復興金融公庫法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

労働省設置法案

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案(武藤運十郎君提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、罹災

都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員長松永義雄君。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を次のように改正する。

第一條中「災害」の下に「又は火災、震災、風水害その他の災害」を加える。

第二條中「一箇年」を「二箇年」に改める。

第七條第一項中「六箇月」を「一箇年」に、同條第三項中「六箇月」を「二箇年」に改める。

第九條 疎開建物の敷地について

は、旧令がその施行の日から準用されてゐたものとみなし、且つ疎開によつて借地権者が借地権を失つたものについては、これを失はなかつたものとみなして、前七條の規定を準用する。但し、公共團體が疎開建物の敷地又はその換地を所有し、又は賃借してゐる場合は、その限りでない。

第十二條中「一箇年」を「二箇年」に改める。

同條第四項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十八條中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十九條第二項中「地方裁判所長」を「地方裁判所」に改める。

第二十九條第一項中「一箇年」を「二箇年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前、旧第九條に基き、裁判、調停又は裁判上若しくは裁判外の和解により、既に確定したものは、その効力を妨げられない。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案(武藤運十郎君提出)に関する報告書

〔都合により第三十三号の末尾に掲載〕

〔松永義雄君登壇〕

○松永義雄君 たいだいま議題と相なりました。罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本案の要旨について御説明いたします。その第一点は、この法律は戦災地にのみ適用されているが、近年頻発する大火震災、風水害等のごとき特

別の自然災害も、戦災と本質的差異がないのであるから、かかる災害により廣範囲に建物が滅失した場合の借地借家についても、單行法制定の煩を避け、この法律を適用せしめようとするのであります。

第二点として、今日なお戦災地について優先賃借権のあることを知らない居住者や借地人が多く、しかも最近の轉入難、資金資材難及び建築制限等諸種の事情から、居住者や借家人が一年以内に優先賃借権の実現をはかることは實際上困難であるから、さらに向う一箇年申込期間を延長しようとするものであります。

次に第三に、從來強制疎開地の借地権は消滅したものととして保護されなかつたが、強制疎開もまたひとしく戦争の被害であるから、この際公平に疎開地の借地借家にも既住にさかのぼつてこの法律を適用せしめようとするものであります。以上が本案の要点でございます。

現下國內の諸情勢より、本案提出の理由にはまことに切実なものがあつて、しかも本案の成立は目下の急を要する実情に鑑み、委員会においては、去る十六日提案者武藤運十郎君より説明を聞いた後、内容の審査検討を進めてきたのであります。その経過について概要を申し上げます。まず第一に、火災、震災及び風水害等の自然災害中、いかなる地区における、いかな

る程度のものについて本法を適用すべきかとの問題がありました。委員の多数は、政令は法律の施行に必要な範囲内で定めるのが原則であるとの見解から、法律で定めることとし、ただ従前勅令をもつて指定した地区において、依然としてその効力を有することを附則に定め、解明上の疑いをなくすることに意見の一致をみたのであります。

第二の問題として、自然災害の借地借家を被災の借地借家に併列することは、法律の体裁としても、また期間の計算の上からも適当でないから、第一條には追加しないで、別に條文を起すべきであるとの有力な意見が提示せられたのであります。

第三は、疎開によつて借地権を失わないとみなすときは、現存の借地借家の上に新たに混乱を招くおそれがないかという問題であります。この問題については、疎開により借地権を喪失した者は、多くは金銭その他の反対給付を受けたり、あるいはその借地上に建物その他の工作物もしくは家庭菜園等があつたりしているから、今にわかには借地権を失わないものとみなされるときは、借地人は有利のようで、事實は反対給付の返還をしなければならぬ。あるいはまた建物移轉のやむなきに至ることもある。かりに原案のごとく附則を設けて、本法施行前に効力の確定したものは、その効力は妨げられ

ないものと定めまして、施行前と施行後とは公平を欠くものであるとの結論から、本案の第九條を削除することに意見の一致をみました。

以上申し述べましたような意見を総括して、鍛冶良作君より次のような全文修正案が提出せられたのであります。ここに修正案を朗読いたします。

皇室都市借地借家臨時処理法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「一箇年」を「二箇年」に改める。

第七條第一項及び第三項中「六箇月」を「一箇年」に改める。

第十二條第一項中「一箇年」を「二箇年」に、同條第四項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十八條中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十九條第二項中「地方裁判所長」を「地方裁判所」に改める。

第二十二條中「勅令」を「政令」に改める。

第二十五條の二 第二條乃至第八條、第十條乃至前條及び第三十五條の規定は、別に法律で定める火災、震災、風水害その他の災害のため滅失した建物がある場合にこれを準用する。この場合において、第二條第一項中「この法律施行の日」及び第十條中「昭和二十一年七月一日」を「第二十五條の二の法律施行の日」と、第十一條中「この法律

施行の際」を「第二十五條の二の法律施行の際」と、第十二條中「この法律施行の日」を「第二十五條の二の法律施行の日」と読み替へるものとする。

第二十七條 この法律（第二十五條の二の規定を除く。）を適用する地区は、法律でこれを定める。

第二十五條の二の規定を適用する地区は、災害ごとに法律でこれを定める。

第二十九條第一項中「一箇年」を「二箇年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

従前の規定によつて定められた地区は、これを第二十七條第一項の改正規定によつて定められたものとみなす。

以上が修正案の全文でございます。

次いで委員会は、質疑及び討論を省略し、ただちに採決の結果、本案は鍛冶良作君提出の修正案のごとく修正議決いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本案の委員長報告は修正でありま

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

り決しました。

皇室經濟法施行法案（内閣提出）

日本國憲法第八條の規定による議決案（内閣提出）

○土井直作君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、皇室經濟法施行法案及び日本國憲法第八條の規定による議決案の両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 土井君の動議に御異議ありませんか。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

皇室經濟法施行法案、日本國憲法第八條の規定による議決案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。委員長森三樹二君。

皇室經濟法施行法案

第一條 この法律は、内廷費及び皇室族費に関する定額その他皇室經濟法（以下法という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 法第二條第一項第一号の一定價額は、五万円とする。

法第二條第一項第二号の一定價額は、十万円とする。

第三條 法第二條第三項の一定價額は、十五万円とする。

第四條 天皇並びに皇后、太皇太后及び皇太后については、法第二條第一項第二号の一定價額は、第二條第二項に規定する金額の三倍に相当する金額とする。

第五條 天皇及び法第四條第一項に規定する皇族については、法第二條第三項の一定價額は、これらの者を通過して、百二十万円とする。

第六條 法第二條第二項及び第三項の一年は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。

第七條 法第四條第一項の定額は、八百万円とする。

第八條 法第六條第一項の定額は、二十万円とする。

第九條 前二條の定額による内廷費及び皇室族費は、國會の議決による歳出予算の定めによらないで、又は定めのない間に、これを支出し、又は支出の手續をすることはできない。

附則 この法律は、昭和二十二年八月一日から、これを適用する。

昭和二十二年法律第七十一号（皇室經濟法の施行に関する法律）は、これを廢止する。

昭和二十二年八月一日から、これを適用する。

二條第二項及び第三項の規定は、昭和二十二年八月一日から昭和二十三年三月三十一日までの期間について、これを適用し、法第二條第三項の一定額額は、この法律の第三條及び第五條に規定する金額の十二分の八の額とする。

皇室経済法施行法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第三十三号の末尾に掲載〕

日本國憲法第八條の規定による議決案

日本國憲法第八條の規定による議決

天皇及び皇室経済法第四條第一項に規定する皇族は、皇室経済法施行法第五條に規定するものの外、見舞及び奨励のために、昭和二十二年八月から昭和二十三年三月末までの間において、百二十万円を超えない範囲内で賜與することができる。

日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第三十三号の末尾に掲載〕

〔森三樹二君登壇〕

○森三樹二君 ただいま議題となりました皇室経済法施行法案並びに日本國憲法第八條による議決案につきまして、皇室経済法施行法案特別委員会の

審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一の皇室経済法施行法案について、その要旨を簡単に御説明申し上げます。本法案は、皇室経済法の施行に必要な事項を規定したことを内容としておりまして、まず、本法案に関連する限度において、皇室経済法の要旨を御説明をいたしましてから、本法案の趣旨を御説明いたします。

新憲法施行前におきましては、皇室の経済は、國の経済の外にあるものとして、ただ年額四百五十万円が國庫より支出せられて、皇室経費の一部に充てられるほかは、帝室林野會計による収入等によつて賄われる独立の経済となつておりました。しかるところ、日本國憲法は、その第八十八條において、皇室に関する経済が國の経済の一部となるべきことを明確にいたしました。またその第八條において、皇室を當事者とする財産の授受について制限を設けてあるであります。皇室経済法は、主としてこの二箇條に基いて規定することを要する事項を中心とし、皇室の経済關係に関する事項を取りまとめているのであります。また同法第二條における財産の接受、第四條の内廷費、皇族費及び皇族がその身分を離れる際の一時金の金額等は、別の法律で定めるべきものと規定してあるのであります。

以上申し上げましたように、皇室経済法において、別の法律で定めるべきものと規定いたしました諸点を規定するとともに、その他同法施行のため必要な規定を集めたものが本施行法案なのであります。

次に、日本國憲法第八條による議決案について、その要旨を簡単に御説明申し上げます。本議決案は、さきに御説明いたしました皇室経済法施行法案第五條によりまして、天皇及び皇族の方々が一年内になされる賜與または譲り受けの財産の價額が百二十万円、本年度は八十万円でありまして、この額に達しますれば、その後の期間においてなされる賜與または譲り受けについては、その價額の多寡にかかわらず國會の議決を経ることを要することになつております。しかしながら、天皇初め、これらの皇族が、特に災害の場合の罹災民に対するお見舞あるいは各種の御奨励のために賜與される價額は、今後明年三月末までの期間において、百二十万円近く上ることが見込まれておりまして、上述の八十万円をその他の一般的な賜與に充當いたしますとすれば、これらのお見舞、御奨励のための賜與は、そのたびごとに個々に國會の議決を要することになるのであります。しかるに、これらの賜與は、災害に対するお見舞のごとき、その都度實際の必要に當面して、一々國會の議決を経ることが事実上困難なる場合も多く、またその賜與せんとする目的も

定まっていますので、あらかじめ金額百二十万円を限り一括議決を求められましたものが、本議決案の要旨であります。

次に、委員会における審査の概要について申し上げます。両案は去る八月十四日本委員会に付託せられまして、爾來委員会を開きますこと四回、その間、政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、委員と政府側との間に慎重かつ熱心な質疑應答が続けられたのであります。その概要を申し上げます。戦災を受けし皇居復興の計画があり、また現状のごとき御住居では、國民統合の象徴としての天皇の品位を保持し得らるやとの質問に対しましては、現在のごとき國情では未だ復興の時期ではなく、現状においても品位は保持し得らるやとの答弁がありました。

また、今後皇族としてお残りになる宮家並びに皇族の身分離脱の時期いかんとの質問につきましては、お残りの宮は、秩父、高松、三笠の三宮でありまして、他の皇族の身分離脱の時期は、本法案の施行、これに要する予算、皇室會議及び皇室經濟會議等の諸種の準備手續が九月までに完了すれば、十月ぐらゐでに実現し得ると思ふとの答弁がありました。

次に、本施行法案各條項に規定されている金額は、現下の經濟事情に照合するときは、あまりに少額であり、殊に

内廷費の八百万円は恐縮せらるるほど僅少であるが、この程度においてはたして賄い得るやとの質問には、金額は以前に算定したもので、現在はいくらか余裕なく、内廷費は本年度は賄い得るも、明年以降は状況によりあるいは増額を要することになるかもしれないとの答弁でありました。

かくて質疑を終了いたしましたして、討論に入り、社会党松本七郎君、民主党國田直君、自由党木田英作君、國民協同黨黒岩重治君及び第一議員俱樂部東井三代次君が、おの／＼党を代表せられまして、國民統合の象徴としての天皇の御地位にふさわしい經濟的措置は必要であるが、國民耐乏の折柄、原案程度で御生活願うことはまことにやむを得ずとしても、當局の將來における深甚なる考慮を要望し、それ／＼原案に賛成の旨を述べられ、ただちに採決に入り、両案とも全会一致をもつて、原案の通り可決いたしました次第であります。以上、簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いた

します。

午後三時三十三分散会

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

文部大臣 森戸 辰男君

厚生大臣 一松 定吉君

國務大臣 齋藤 隆夫君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

法制局次長 井手 成三君

定價 一部 一四四十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇〇
振替東京一九〇〇
印刷 國電課